

報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件名 川崎市総合教育センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内容 組織改正に伴い、所要の整備等を行うもの
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和8年3月26日

3 臨時代理を行った理由

令和8年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

川崎市総合教育センター処務規則の一部改正に関連する主な組織改正等の内容

改正前	改正後
<p data-bbox="136 220 831 264">川崎市教育委員会事務局事務分掌規則にて規定</p> <p data-bbox="120 296 271 328">教育政策室</p> <p data-bbox="136 341 338 373">(企画調整担当)</p> <p data-bbox="136 386 456 418">(政策推進担当) 【廃止】</p> <p data-bbox="136 430 568 462">(区教育・事業調整担当) 【廃止】</p> <p data-bbox="136 475 512 507">(人権・多文化共生教育担当)</p> <p data-bbox="147 520 293 552"><以下略></p> <p data-bbox="120 655 427 687">地域教育推進課【廃止】</p> <p data-bbox="136 959 869 991">川崎市総合教育センター処務規則にて規定 <本規則></p> <p data-bbox="120 1019 356 1051">総合教育センター</p> <p data-bbox="136 1064 248 1096">(総務室)</p> <p data-bbox="136 1109 456 1141">(カリキュラムセンター)</p> <p data-bbox="136 1153 456 1185">(情報・視聴覚センター)</p> <p data-bbox="136 1198 456 1230">(特別支援教育センター)</p> <p data-bbox="136 1243 398 1275">(教育相談センター)</p>	<p data-bbox="1140 220 1834 264">川崎市教育委員会事務局事務分掌規則にて規定</p> <p data-bbox="1124 296 1274 328">教育政策室</p> <p data-bbox="1140 341 1341 373">(企画調整担当)</p> <p data-bbox="1140 386 1774 418">(キャリア在り方生き方教育・探究担当) 【新設】</p> <p data-bbox="1140 475 1514 507">(人権・多文化共生教育担当)</p> <p data-bbox="1151 520 1296 552"><以下略></p> <p data-bbox="1124 655 1431 687">地域教育推進室【新設】</p> <p data-bbox="1140 700 1341 732">(地域教育企画)</p> <p data-bbox="1140 745 1364 777">(地域・学校協働)</p> <p data-bbox="1140 790 2096 879">廃止される区教育・事業調整担当から【共生教育に係る教育プログラムに関すること以外の事務】が移管される。</p> <p data-bbox="1140 882 1341 914">(居場所づくり)</p> <p data-bbox="1140 959 1872 991">川崎市総合教育センター処務規則にて規定 <本規則></p> <p data-bbox="1124 1019 1359 1051">総合教育センター</p> <p data-bbox="1140 1064 1252 1096">(総務室)</p> <p data-bbox="1140 1109 1460 1141">(カリキュラムセンター)</p> <p data-bbox="1140 1153 1460 1185">(情報・視聴覚センター)</p> <p data-bbox="1140 1198 1460 1230">(特別支援教育センター)</p> <p data-bbox="1140 1243 1402 1275">(教育相談センター)</p> <p data-bbox="1140 1287 2096 1377">廃止される政策推進担当及び区教育・事業調整担当から【共生教育に係る教育プログラムに関する事務】が移管されることに伴い、規定を追加する。</p>

改正内容②

既に教育政策室の人権・多文化共生教育担当に移管されている事務(海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒に係る教育相談、日本語教育等に関する事務)について、実態との整合を図るべく、**規定を削除**する。

改正内容①

川崎市総合教育センター処務規則の一部を改正する規則

川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表カリキュラムセンターの項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表教育相談センターの項に次の1号を加える。

（5）共生教育に係る教育プログラムに関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市総合教育センター処務規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略 (事務分掌)</p> <p>第3条 総合教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務室</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合教育センターの公印及び文書の管理に関すること。 (2) 総合教育センター内の連絡調整に関すること。 (3) 総合教育センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (4) 総合教育センターの広報に関すること。 (5) 運営委員会に関すること。 (6) 各種団体、教育機関等との事務連絡に関すること。 (7) 教育会館、塚越相談室及びゆうゆう広場の維持管理に関すること。 (8) その他他の所管に属しないこと。 <p>カリキュラムセンター</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育におけるカリキュラムの開発(以下「カリキュラム開発」という。)に係る調査研究に関すること。 (2) 学校教育における各教科、道徳、小学校外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。)に係る調査研究に関すること。 (3) 学校教育における教育経営、児童生徒指導等の教育課題(以下「教育課題」という。)に係る調査研究に関すること。 (4) カリキュラム開発、各教科等及び教育課題に係る指導助言及び研修に関すること。 (5) 研究及び研修の総括に関すること。 (6) 研究紀要の発行及び研究報告会の開催等に関すること。 (7) 副読本の作成に関すること。 (8) 外国語指導助手配置事業に関すること。 	<p>第1条～第2条 略 (事務分掌)</p> <p>第3条 総合教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務室</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合教育センターの公印及び文書の管理に関すること。 (2) 総合教育センター内の連絡調整に関すること。 (3) 総合教育センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (4) 総合教育センターの広報に関すること。 (5) 運営委員会に関すること。 (6) 各種団体、教育機関等との事務連絡に関すること。 (7) 教育会館、塚越相談室及びゆうゆう広場の維持管理に関すること。 (8) その他他の所管に属しないこと。 <p>カリキュラムセンター</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育におけるカリキュラムの開発(以下「カリキュラム開発」という。)に係る調査研究に関すること。 (2) 学校教育における各教科、道徳、小学校外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。)に係る調査研究に関すること。 (3) 学校教育における教育経営、児童生徒指導等の教育課題(以下「教育課題」という。)に係る調査研究に関すること。 (4) カリキュラム開発、各教科等及び教育課題に係る指導助言及び研修に関すること。 (5) 研究及び研修の総括に関すること。 (6) 研究紀要の発行及び研究報告会の開催等に関すること。 (7) 副読本の作成に関すること。 (8) 外国語指導助手配置事業に関すること。

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p><u>(9)</u> 教職員の資質向上及び指導改善研修に関すること。</p> <p>情報・視聴覚センター</p> <p>(1) 情報教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 視聴覚教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(3) 情報教育及び視聴覚教育に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p>(4) 市立学校及び総合教育センターの情報機器整備に関すること。</p> <p>(5) 市立学校コンピュータネットワークシステムに関すること。</p> <p>(6) 視聴覚教材の収集及び開発に関すること。</p> <p>(7) 視聴覚機材教材の貸出し、利用相談及び普及に関すること。</p> <p>特別支援教育センター</p> <p>(1) 特別支援教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 障害のある児童生徒等に係る就園及び就学の相談等に関すること。</p> <p>(5) 障害のある生徒に係る職業能力適性評価等に関すること。</p> <p>教育相談センター</p> <p>(1) 教育相談に関すること。</p> <p>(2) 適応指導教室の運営、相談指導学級との運営協力及び自然体験等の活動事業に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る調査研究に関すること。</p> <p>(4) 教育相談に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p><u>(5) 共生教育に係る教育プログラムに関すること。</u></p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p><u>(9) 海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒に係る教育相談、日本語教育等に関すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 教職員の資質向上及び指導改善研修に関すること。</p> <p>情報・視聴覚センター</p> <p>(1) 情報教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 視聴覚教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(3) 情報教育及び視聴覚教育に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p>(4) 市立学校及び総合教育センターの情報機器整備に関すること。</p> <p>(5) 市立学校コンピュータネットワークシステムに関すること。</p> <p>(6) 視聴覚教材の収集及び開発に関すること。</p> <p>(7) 視聴覚機材教材の貸出し、利用相談及び普及に関すること。</p> <p>特別支援教育センター</p> <p>(1) 特別支援教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 障害のある児童生徒等に係る就園及び就学の相談等に関すること。</p> <p>(5) 障害のある生徒に係る職業能力適性評価等に関すること。</p> <p>教育相談センター</p> <p>(1) 教育相談に関すること。</p> <p>(2) 適応指導教室の運営、相談指導学級との運営協力及び自然体験等の活動事業に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る調査研究に関すること。</p> <p>(4) 教育相談に係る指導助言及び研修に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条～第7条 略</p>